

令和5年度第3回埼玉県少子化対策協議会議事録

日時：令和6年3月25日（月）

15：00～16：00

方法：Z o o m

1 開会

2 挨拶

埼玉県福祉部少子化対策局長（岩崎局長）

- ・ 今回は、今年度実施した「ワーキンググループ」及び「県の令和6年度事業」について、意見交換をさせていただきたく、この協議会を開催することとした。
- ・ 令和5年4月こども家庭庁が発足し、12月には、こども施策の基本的な方針である「こども大綱」が閣議決定されるなど、こども施策を取り巻く状況は大きく変化した。令和6年度は、こども大綱を勘案した、「埼玉県こども計画（仮称）」を策定する予定である。
- ・ 多くの市町村においても、市町村こども計画を策定すると伺っている。
- ・ 県においては、令和6年度予算について多くの新規事業を計上させていただいている。
- ・ 県の組織は、令和6年4月から「こども政策局」と名を変え、そして「少子政策課」を「こども政策課」と「こども支援課」に分け、組織体制の強化を図った。
- ・ 今回の会議で皆様と議論を深め、埼玉県全体でよりよい少子化対策、そして子育て支援策の充実を図っていききたい。

3 議題等

（1）ワーキンググループの報告

① 待機児童対策協議会ワーキンググループ

資料（1）①について、少子政策課施設整備・環境指導担当松井主幹から説明

- ・ 待機児童対策協議会は、平成30年から待機児童が多く発生している市町村を中心に構成し、待機児童の解消に向けた各市町村の取り組み事例の紹介や意見交換などを行っている。協議会の委員は、令和5年4月1日時点で、待機児童が5人以上の20市と県で構成されている。

・ 1 実施状況報告

（1）開催日 令和6年3月5日 Web会議

（2）内容

- ・ 議題1 「保育の受け皿整備」に関するKPIの設定について

国庫補助金のかさ上げを受けるために設定が必要なもので、事務局案として、各市町村が作成している新子育て安心プランの令和6年4月1日の利用定員の計画値をKPIとすることを提案

し、了承された。KPIについては県のホームページで公表している。

- ・議題2 待機児童対策の取組好事例の紹介

さいたま市 地域型保育事業の連携促進

戸田市 保育人材確保等の具体的な取り組み

いずれの事例紹介も、市町村の多くが課題としている内容であり、大変参考になった。

- ・議題3 保育所等利用待機児童数調査で、待機児童から除かれるものの判断基準について説明

- ・議題4 待機児童対策に関する事前調査の集計結果について意見交換

・(3)協議会委員について、毎年度各市町村の待機児童数の状況を踏まえて見直しを行っている。オブザーバー参加も可能であり、今年度は越谷市が参加した。議題に関心があるときはご参加ください。

- ・2 今後の展開

地域性や待機児童数の状況が似た自治体同士で、地域の実情に応じた成功事例や情報を共有することがますます重要となるので、今後も継続して情報共有を図っていく。

② 子育て支援ワーキンググループ

資料(1)②について、少子政策課総務・企画担当地濃主事から説明

- ・ 子育て支援ワーキングについて報告する。今年度テーマは「多機能型地域子育て支援」である。
- ・ 多機能型地域子育て支援とは、同一の事業者もしくは複数の事業者が相互に連携をし、産前産後から就学前・就学後までの、幅広い複数の子育て支援事業を、切れ目なく実施することを言う。

- ・ 多機能型地域子育て支援が求められる背景

我が国では、少子化の進行が深刻さを増しており、令和2年に閣議決定された少子化社会対策大綱において、子育て家庭における様々なニーズに対応し、安心して子どもを産み育てられる環境を整備することとされた。

そこで、相互に関連し合う子育て支援事業を有機的につなぎ、一体的に実施することにより、子育て支援の新たな社会資源の創出、連携協働の体制づくりを推進していく必要がある。

子育て世帯にとって身近な地域に、産前産後から就学前・就学後まで、切れ目のない支援体制が構築されることで、孤立化が解消されることや、必要とする支援にアクセスすることができ、安心して子どもを産み育てられる環境が整備されるメリットがある。

このような国の動向を踏まえ、県では、多機能型地域子育て支援を推進するために、新たに多機能型地域子育て支援を始める事業者に対して、施設整備経費や施設運営経費を補助するモデル事業を実施した。

今年度は、行田市、蓮田市、白岡市の3市に対して補助金を交付した。また、蕨市は県の補助金は活用せず多機能型子育て支援施設を整備している。

・ 多機能型地域子育て支援についての理解を深めるため、11月に県と9市町の計19名が参加し、3つの内容でワーキンググループを実施。

(1) 多機能型地域子育て支援の先進事例

学校法人柿沼学園理事長の柿沼平太郎氏から、柿沼学園での先進的な取り組みについての講演を聞き、理解を深めた。

(2) グループディスカッション

参加者が4グループに分かれ、多機能型連携の現状課題、今回の研修で学んだこと等について意見交換を行った。主な意見は次の4つ。

- ・ 市町村によって状況が異なる。うまくいっているところも、いないところもある。
- ・ 子育て支援の現場では、実際に家庭や地域に足を運ぶことにより、親子との信頼関係を構築したり、支援員が地域の資源を把握したりして必要な支援につなげることができる。
- ・ 柿沼学園は理想郷である。一歩でも近づいていかなければならない。
- ・ 同じ地域の子育て支援センター同士の連携が重要である。

(3) 現地視察

柿沼学園の6つの子育て支援施設を視察し、職員から説明を受けるなどにより、実際の現場での工夫等について学んだ。

・ 令和6年度は、モデル事業で培ったノウハウ等を各市町村と共有することにより、引き続き、多機能型地域子育て支援の導入を後押ししていくことを予定している。

③ 結婚新生活支援事業ワーキンググループ

資料(1) ③について、少子政策課出合い・子育て支援担当大熊主幹から説明

- ・ 令和5年10月17日から11月17日にかけて書面開催。
- ・ 第一部では、令和6年度の結婚新生活支援事業に参加を検討する市町を対象に、令和6年度も県として国から補助率が2分の1から3分の2にかさ上げされる都道府県主導型市町村連携コースを実施予定であること。また、連携コストを活用するために、県として実施を予定している事業の内容と活用予定の国のメニューについて共有した。さらに、連携コース及び一般コースの参加意向を確認した。

その結果、①伴走型結婚支援及び結婚支援コンシェルジュについて、国の交付金を活用して、県主導で実施することとした。

すでに各市町村とは、伴走型結婚支援のための令和6年度結婚支援ボランティア等育成計画書を共有するなど、実施に向けて準備を進めているところである。

- ・ 第二部では、令和5年度に都道府県連携コースに参加している市町から取り組みや課題について聞き共有した。その結果、令和6年度結婚新生活支援事業については、都道府県連携コースが11団体、一般コースが6団体の参加予定となった。
- ・ 結婚新生活支援事業は、少子化対策として、結婚に伴う経済的な不安の軽減を主目的としている。来年度は参加予定のない団体においても、ぜひ積極的に検討いただきたい。

(2) 令和6年度事業の共有、報告事項

① こども等の意見を反映したこどもまんなか社会推進事業

資料(2) ①について、少子政策課総務・企画担当堀口主幹から説明

- ・ 目的は「こども基本法」に義務づけられたこども施策を策定・実施・評価するにあたり、施策の対象となるこどもや子育て当事者の意見を聴取するしくみを構築することである。
- ・ こども基本法第11条によって、地方公共団体がこども施策を策定する等については、こどもや子育て当事者の方から意見聴取を実施すると義務づけられた。
- ・ 本県においては、県政サポーター制度と一部若者を対象とした意見聴取の仕組みはあるが、こどもや子育て当事者に特化した意見聴取の仕組みがない。
- ・ そのため、こどもと子育て当事者等への意見聴取の仕組みである「(仮称)こども県政サポーター制度(以下、「こども県政サポーター」)」を創設して、こども施策にこどもや子育て当事者の意見を反映させる仕組みを構築する。
- ・ 意見聴取についてはシステムを活用したいと考えており、令和6年度前半にシステムを構築する。そして事業初年度であるため、こども県政サポーターの募集を行い、アンケートでの意見聴取や、対面・オンラインで意見交換を行いたい。
- ・ 来年度は初年度のためまず県施策についての意見聴取を先行するが、ゆくゆくは市町村の当該住民等に意見聴取ができるような機能の拡充も検討したい。
- ・ 市町村へは、令和6年度前半にこども県政サポーターを紹介する予定。サポーター募集の折には、チラシの配布等周知について、市町村にご協力をお願いしたいと考えている。

② 企業と連携した男性の家事・育児参加推進事業

資料（２）②について、少子政策課総務・企画担当堀口主幹から説明

- ・ 事業を立ち上げた経緯だが、男性の家事育児時間が長いほど、第二子以降のこどもが生まれる割合が高くなるという統計データがあるためである。一方で、本県は他都道府県に比べると、男性の通勤時間や終業時間が長いなど、男性が積極的に家事育児に参加しづらい状況がある。
- ・ そこで、男性の積極的な家事育児参加を応援するため、まずは企業の経営者、管理職等に対して意識改革を行うこととした。共育てしやすい環境を作るために「（仮称）共育てハンドブック（以下、「共育てハンドブック）」という男性の家事育児のヒント集を作成し周知した。効果は第二子以降の人が生まれてくる割合で把握したいと考えている。
- ・ 共育てハンドブックの作成に際しては、官民の子育て当事者など、多様なステークホルダーで構成するプロジェクト形式をとりたいと考えている。このプロジェクトには、ぜひ市町村の職員もメンバーに入っていたきたい。企業の経営者・管理者向けセミナーを5月上旬に実施する計画を立てており、そこでプロジェクトメンバーの募集を行う予定である。
- ・ セミナーは2回予定している。1回目は5月上旬で、セミナーとプロジェクト参加募集を合わせて行う。2回目は2月から3月に予定しており、完成した共育てハンドブックのフィードバックもあわせて実施と考えている。
- ・ 共育てハンドブックについて、従来の例えば「イクメンの素」のような紙ベースではなくて、電子データを「埼玉県結婚・妊娠・出産・子育て応援公式サイト」に掲載し、ダウンロードできるような形式をとりたいと考えている。
- ・ 周知については、妊娠・出生届の窓口や地域子育て支援拠点等の子育て支援施設など、市町村の窓口を活用させていただきたいと考えており、ハンドブックが完成した際には、併せて協力をお願いしたい。

③ プロスポーツチーム等と連携した「出会いのきっかけづくり」

資料（２）③について、少子政策課出会い・子育て支援担当大熊主幹から説明

- ・ この事業は、プロスポーツチーム等と連携し、スポーツを切り口にした婚活イベントの開催

をし、SAITAMA 出会いサポートセンターなどの様々な結婚支援情報発信することによって、結婚を希望する方が1歩踏み出せるようにするものである。

- ・ 結婚に関する情報発信について、多くの市町村と運営している SAITAMA 出会いサポートセンター、通称「恋たま」はもちろんのこと、各市町村が独自に取り組まれている結婚支援事業についても積極的に発信させていただければと思う。
- ・ そのため、今後、各市町村の結婚支援に関する取り組みなど、照会させていただくので、ご協力いただければと思う。

④ こどもの居場所に係る市町村長向けセミナー及び市町村担当課長研修の開催について 資料(3) ④について、ひとり親・子供の未来担当佐々木主査から説明

- ・ 「こども食堂トップセミナー埼玉（仮称）」について、こども食堂など、こどもの居場所づくりに関する情報を幅広く伝えることを目的にしたセミナーを開催する。
- ・ このセミナーは令和5年12月に閣議決定された「こどもの居場所づくりに関する指針」を踏まえ、地方自治体におけるこども政策のあり方や、地域コミュニティにおけるこどもの居場所が果たす役割や機能について、具体的に紹介させていただく。こどもの居場所づくりについてより一層のご理解をいただくためのセミナーになっている。

- ・ 主催 認定 NPO 法人全国こども食堂支援センター・むすびえ、一般社団法人地方行財政調査会
(県共催)

日時 令和6年5月13日(月) 14:00~15:30

場所 レイボックスホール(さいたま市大宮区)

対象 各市町村長、副市町村長、こどもの居場所づくりの担当課

- ・ 案内は3月下旬に発出する予定。セミナーでは埼玉県知事も、県の取組みについて講演を行うので、市町村長の皆様にはぜひお越しいただきたい。

- ・ 次は、令和6年度の市町村こどもの居場所担当課長会議である。

こちらは「こども食堂トップセミナー埼玉（仮称）」に先立ち、市町村の課長を対象とした会議である。

- ・ こどもの居場所づくりに係る国や県の事業、取り組みの他、こどもの居場所づくりに積極的に取り組んでいる自治体の事例などを紹介し、今後、市町村におけるこどもの居場所づくりの取り組みが推進されるように、情報共有を行うものである。

日時 令和6年4月23日（火）14:00～16:00

- ・ 案内は3月下旬に発出する予定。締め切りは4月中旬ごろになる見込みである。
- ・ こどもの居場所に係る地域の現状や課題、今後の方向性などが共有できるものになっている。Zoom開催のため、課長だけでなく、ご担当者の方もぜひ参加いただきたい。

⑤ 放課後居場所緊急対策事業

資料（2）⑤について、少子政策課施設整備・環境指導担当松井主幹から説明

<1 事業の目的>

- ・ 放課後児童クラブの利用申込みをしたにもかかわらず、利用できない児童の受け皿や多様な居場所を確保する観点から、放課後児童クラブの待機児童が解消するまでの緊急的な措置として、待機児童が10人以上いる市町村において、児童館、公民館、塾、スポーツクラブ等に専門スタッフを配置し、入退館の把握や見守りを行い、放課後のこどもの居場所を提供する事業を実施するものであり、放課後児童クラブとは違う形で受け皿を確保するものである。

<2 事業の概要・スキーム>

- 1 対象児童：保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童や、特別支援学校の小学部の児童であり、放課後児童クラブを利用できない児童
- 2 職員体制：市町村が適当と認めたものを1名以上配置
- 3 開所日数等：原則週3日以上かつ1日2時間以上
- 4 実施場所：児童館、公民館、塾、スポーツクラブなどの既存の社会資源を活用
- 5 対象事業の要件：
 - （1）本事業の対象は放課後児童クラブの待機児童が10人以上生じている市町村、または10人以上生じる見込みのある市町村とする。
 - （2）塾・スポーツクラブなどの習い事をしてこどもが過ごす時間帯は本事業の補助対象とはならない。
 - （3）学校敷地外だけではなく、学校敷地内で事業を実施する場合においても補助対象とする。
【令和6年度から拡充】
 - （4）他の国庫補助を受ける場合は本事業の対象とならない。

- ・ 職員配置などで放課後児童クラブより緩やかとなっており、緊急的な対応として有効と考え

ている。

<3 実施主体等>

- ・市町村で適切と認めたものに委託可能
 - ・補助率は、国、都道府県、市町村それぞれ3分の1ずつ。
 - ・補助基準額は運営費が108万6000円。
 - ・環境整備のための整備等については50万円。
- ・ この事業について、これまで本県では実施していなかったが、放課後児童クラブの待機児童対策のため、令和6年度から実施することとした。

⑥ 保育士配置特例の実施について

資料(2)⑥について、少子政策課施設整備・環境指導担当松井主幹から説明

- ・ 保育所では、保育士の有資格者を配置することが原則となっているが、国では朝夕など、児童が少数となる時間帯などにおける特例を設けている。
 - ・ 昨今の保育士不足や、来年度から職員配置基準が見直されるなど、今後保育士のさらなる確保の必要が推定されることから、本県としても、特例を実施することとし、1月26日に市町村会議を行うとともに同日付で通知した。
- ・ なお、保育所と、幼保連携型認定こども園の計964施設については、すでに条例で国の特例を実施できる規定が定められているが、幼保連携型以外の認定こども園、こちら幼稚園型が27施設、保育所型が7施設、認可外保育施設型が1室の県35施設については、条例に国の特例を実施できる規定が定められていないので、今議会で条例改正を行っている。3月29日に公布となる見込みであり、これにより保育所及び認定こども園のすべての類型について、これを実施できるよう規定の整備が完了することになる。

特例の内容

<特例1>朝夕などの園児が少数となる時間帯における保育士配置の特例

- ・ 保育士の配置基準については、国の基準省令で、0歳児では3対1、1~2歳児では6対1など、保育士の配置基準が定められているが、一方で園児の数にかかわらず保育士は最低でも2人置かなければならないと定められている。

- ・ 朝夕など、園児の数が少数となる時間帯などについては、配置基準で配置しなければならない保育士数が1人となる場合があるが、保育士は最低でも2人は置かなければならないので、保育士2人のうち1人を、「知事が保育士と同等の知識及び経験を有する者」に代えることができる。
- ・ 「知事が保育士と同等の知識及び経験を有する者」については、子育て支援員研修の修了者や保育業務に常勤で1年相当程度従事したものなど、国の通知と同じ要件を定めている。
- ・ 「子育て支援員研修修了者」については、研修を終了していることが要件となるので、これから研修を受講される方については特例を用いて配置することはできないが、「保育業務に常勤で1年相当程度従事した者」については、すでに各園で保育士を補助する者として従事されている方で、要件を満たしている場合は、特例を用いて配置することが可能となる。

<特例2> 保育の実施にあたり、必要となる保育士配置の特例

- ・ 保育士の1日の勤務時間が通常8時間であるのに対し、保育所は一般的に朝8時から夕方7時までの、11時間開所としている園が多いことなどにより、配置基準上の保育室を上回って配置する保育士について、知事が保育士と同等の知識及び経験を有すると認めるものに代替可能。
- ・ 「知事が保育士と同等の知識及び経験を有すると認める者」の要件は特例1と同じ。

<特例3> 幼稚園教諭、小学校教諭、養護教諭の普通免許状を有する者を保育士に代えて活用可能とする特例。

- ・ 市町村に置かれましては、各施設に制度を周知していただくとともに、お問い合わせなどがありましたら丁寧にご対応いただきたい。

⑦ 保育士等のこどもの優先入所等に係る取扱い等について

資料(2)⑦について、少子政策課施設運営・人材確保担当阿部主幹から説明

- ・ 保育士等のこどもの優先入所等に係る取り扱いと、障害児保育についての2点をご説明の上、改めて実施のお願いをさせていただく。
- ・ 保育士等のこどもの優先入所等に係る取り扱いについて（平成29年9月29日付国通知）

- ・ 保育所等の利用調整については、保育所等の利用に係る優先度を踏まえるため、市町村において点数化し、入所決定を行っていただいているところである。

特に保護者が保育士等である場合には、保育人材の確保、育成や就業継続による全体へのメリット等の観点から、保育所等の優先入所の対象となっているのはご存じのことと思う。

本通知において、待機児童の解消等のために、保育人材の確保が必要な市町村においては、このような取組みを行うよう努めることとされている。

- ・ その上で、今回改めてお願いしたいのは、資料の3ページ目、市町村の圏域を越えた利用調整についてである。

本県においては、居住する市町村以外の保育所等に勤務する保育士が一定数いると伺っている。

本通知において、市町村の圏域を越えた利用調整を行うことで、より多くの保育士等の職場復帰が可能となり、当該市町村における待機児童の解消にも、広域的な待機児童の解消にも大きな効果が見込まれることとされている。

市町村の圏域を越えた利用調整の実施を行っていない市町村や、市町村の圏域を越えた利用調整は実施しているものの、当該保育士等の市町村内の保育所等への勤務を条件としている市町村がありましたら、本通知に基づき、保育士等のこどもの優先入所等を図るため、市町村間での積極的な連携調整を行ってくださるようお願いしたい。

・ 障害児保育について

- ・ 国の資料をもとに説明する。障害児保育の加算に係る経費については、国から市町村に対し、地方交付税として財源措置されている。

- ・ 障害児の範囲は、重度障害児から発達障害の可能性があり、いわゆる気になる子、までとされており、各市町村が保育所等の実情に応じて、保育士の加配に係る事業を実施することとなっている。

- ・ 現在、県内でこの財源を活用した加配を行っている市町村は46市町。

- ・ 障害児の加配に係る事業を実施していない17市町村においては、地方交付税を活用した事業を積極的に実施くださるようお願いしたい。

- ・ あわせて、すでに財源を活用して加配を行っている市町村においても、さらなる充実を図っていただきたくお願いしたい。

⑧ こども医療対策助成費について

資料(2)⑧について、国保医療課福祉医療・後期高齢者医療担当今井主幹から説明

- ・ 資料⑧-1 事業の概要のとおり、こども医療費助成は、令和6年度予算案では37億円であり、令和5年度の24億円から約13億円増加している。
- ・ 拡充内容については、補助対象年齢を「就学前」から、「通院は小学校3年生まで、入院は中学校3年生まで」とし、合わせて所得制限の撤廃をするもの。いずれも令和6年4月から適用としたいと考えている。

- ・ 資料(2)⑧-2のとおり、予算拡充された場合には次の通り補助要綱の改正を予定している。
- ・ 第1条 名称は、学齢児も入ってくることから乳幼児から「こども」に変わる。
- ・ 第2条 乳幼児が対象だったが、15歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者、つまり中学校3年生相当という形に拡充する。
- ・ 第3条 補助対象経費について、入院が中学校3年生まで、通院が小学校3年生までとなるようにする。
- ・ 第4条 所得制限については削除の予定。

- ・ 資料(2)⑧-3については、以前も説明したとおり、市町村へ、こども医療費の支給対象が拡大することで、あわせて子育て支援の充実を図っていただきたい旨の通知を送付する予定。

- ・ 「(別添)子育て支援の充実」は令和5年12月に送付した資料と同じ資料であるが、今後実際の手続きが始まっていくところなので、確認のために添付した。

- ・ 別添2(1)対象事業について、①子育て家庭を直接支援する事業、②市町村が任意に実施する事業、③継続的に事業費が必要となる事業の3つを満たす事業を対象としている。

- ・ 別添2(2)対象事業についてはできるだけ幅広く取り扱いたいと考えている。いくつか例示しているとおり、子育て支援の質を高めるための物品等の購入があったり、リニューアルしたソフト事業における取組などでも新しい内容であれば対象となっているので確認してほしい。

- ・ 別添2(4)提出資料は、交付申請時と実績報告時の2回の予定。例えば令和6年度の交付申請であれば、令和6年の実施予定を提出し、令和6年度の実績報告時にどういった事業を行ったか確認するために、実績報告の際にもう一度提出してもらうという手続きを予定している。

- ・ 別紙 1、別紙 2 に様式が載っているので、参考にされたい。
- ・ 今後のスケジュールについては、こども医療費の補助要綱の改正は年度末までに行いたいと考えている。また、こども医療費の拡充に伴って、重度心身障害者医療とひとり親医療についても、審査支払手数料の対象年齢が変わるので要綱改正が行われる。こちらは 4 月以降に送付する予定。
- ・ 交付申請のスケジュールについては、交付要綱上では毎年 4 月 30 日までに交付申請することになっているが、要綱改正があった場合は若干遅れる場合が多いので、令和 6 年度の交付申請も遅れる可能性が高いと思う。これについては、交付申請の期限が定まったら来年度改めて案内するので、ご準備願いたい。

4 質疑応答

【以下、事前に寄せられた質問内容】

(草加市) こども県政サポーターからの意見の聴取の仕方について、市の関わり方は具体的にどういった形を想定されているのか。

(埼玉県) 来年度は初年度のため、まず県施策についての意見聴取を先行する。市町村には、こども県政サポーターを集める際に周知のご協力をお願いしたいと考えている。

ゆくゆくは市町村の当該住民等に意見聴取ができるような機能の拡充もしたいと考えている。

(本庄市) 放課後居場所緊急対策事業について、本庄市は 4 月 8 日から 7 月 19 日まで実施予定だが、1 年間通しての実施が対象となるのか。それとも、年度途中で待機児童がいなくなった場合、その時点で辞めた場合でも対象としてくれるのか。

(埼玉県) (国交付要綱で定められているとおり) 事業実施月数が 12 月に満たない場合は、月割りで計算して申請が可能である。

(本庄市) すでに 4 月 8 日から始めようと動いているので交付申請の時期等もあわせて教えていただきたい。

(埼玉県) 交付申請の時期等については、追って担当からご案内させていただきます。

(和光市) 放課後居場所緊急対策事業について、委託先は法人以外でもよいのか。

(埼玉県) 法人以外でもよい。

(横瀬町) 放課後居場所緊急対策事業について、「待機児童が10人以上いる市町村」とあり、横瀬町は現在8人だが、この場合10人以上にならないと該当にならないのか。

(埼玉県) 「10人以上」もしくは「10人以上生じる見込み」の場合に申請が可能である。

5 閉会